

マイナンバーカードオンライン申請補助端末貸借（長期継続契約）
仕様書

- 1 契約形態
貸借契約（リース）
- 2 物件
マイナンバーカードオンライン申請補助端末
DNP アイディーシステム マイナ・アシスト2
- 3 数量
2セット（4（1）～（4）を2台ずつ）
- 4 構成
 - （1） DNP マイナンバーカードオンライン申請補助端末マイナ・アシスト2（以下、マイナ・アシスト2）専用タブレット端末（以下、タブレットPC）
 - （2） マイナ・アシスト2専用アプリケーション（以下、専用アプリケーション）
 - （3） マイナ・アシスト2定期保守（3年間）
 - （4） ICカードリーダー・ライター
- 5 仕様
 - （1） タブレット端末
 - ア OS：Windows 10 IoT Enterprise 2019 LTSC 以上
 - イ CPU：Intel Celeron 3865U(1.8GHz) 以上
 - ウ インターフェース：USB3.0×1 以上
 - （2） 専用アプリケーション
 - ア マイナンバーカードのオンライン申請が可能であること。
 - イ マイナンバーカード申請時は、地方自治体からサービス提供事業者へデータ伝送後、サービス提供事業者から申請受付事業者（J-LIS）へのデータ伝送は申請受付事業者指定の方式／仕様で送付すること。
 - ウ タブレット端末からサービス提供事業者のサーバーデータを送付する際は、データを暗号化すること。
 - エ タブレットPC内蔵のカメラで個人番号カード交付申請書に記載されたQRコードを読み取ることにより、申請書IDの自動入力が可能であること。

- オ 前記、QR コードの読み取りができない場合には、個人番号カード交付申請書に記載された申請書 ID をソフトウェアテンキー表示し、手入力できること。
- カ 申請書 ID から自治体コードを読み取り、あらかじめ設定した自治体コードと一致するか確認が可能であること。
- キ 利用規約（同意文書）は任意の文章が挿入でき、修正可能な機能を有すること。また、利用規約書はサポート専用サイトからダウンロードすることで容易に挿入可能な機能を有すること。
- ク 内蔵のカメラで顔画像を撮影する機能を有し、顔位置を合わせるための枠線を画面に表示する等、容易に適正な顔画像の撮影を可能とする機能を有すること。
- ケ 顔画像を撮影後に何度でも再撮影可能な機能を有すること。
- コ 署名用電子証明書・利用者証明用電子証明書希望の有無、氏名の点字表記希望の有無を選択できる機能を有し、その情報を申請受付事業者（J-LIS）のサーバーに送信することができる機能を有すること。
- サ 送信前に申請内容（顔画像、署名用電子証明書、利用者証明用電子証明書及び氏名の点字表記希望の有無）を申請者が容易に確認できる機能を有すること。
- シ 申請処理開始直前及び申請内容送信直前にサーバー認証を行う機能を有し、認証できなければエラーとして画面上に表示させ申請しない機能を有すること。
- ス 担当者ごとにアカウントおよびパスワードの設定が行える機能を有すること。

(3) IC カードリーダー・ライター

ア IC カードリーダー・ライターが、USB 又は Bluetooth で 4（1）に接続できること。

イ IC カードリーダー・ライターはマイナンバーカード対応であること。

(4) その他

マイナポータル接続用のアプリ（JPKI 利用者ソフト）が問題なく動作し、公的個人認証サービスを利用した電子申請を行うことが可能であること。

6 保守

(1) 保守サポート

ア 保守は、賃貸借の満期までメーカーのマイナ・アシスト 2 保守サポートを付けること。

イ 保守は、センドバック方式で行うものとし、修理に伴う機器の搬出送料等

の費用は、発注者・受注者双方で負担するものとする。

(2) 保証対応範囲

本製品の取扱説明書に従った正常な使用状態で、保証期間中において故障や不具合が発生した場合、保守の対象とする。ただし、契約期間内でも、下記事項に該当する場合は有償とする。

- ア 使用上の誤り、または不適切な扱いによる使用に伴う故障および損傷
- イ 不当な修理や改造を行った場合
- ウ 納品後の輸送、落下、水没、水濡れ等による故障および損傷
- エ 火災、地震、異常電圧およびその他の天変地異に起因する故障および損傷
- オ バッテリー等の消耗品の交換
- カ その他、受注者の責任とみなされない故障および損傷

7 賃貸借期間

令和8年3月1日 から 令和11年2月28日

8 賃貸借料の支払

貸主からの請求書により、毎月分の賃貸借料を翌月末までに支払う。

9 賃貸借物件の使用場所

鳴門市役所 市民課

10 特記事項

- (1) 納入後の動作環境の確認は発注者にて行うこととし、受注者は、必要に応じて電話等にてサポートを行うこと。
- (2) 賃貸借料には、納入経費、システム保守料等、本件に係るすべての経費を含むものとする。
- (3) 導入する製品及びすべての付属品は、中古品であってはならない。
- (4) 本仕様書に記載されていない事項は、別途指示する。